

平成 28 年度

定期監査結果報告書  
(第1次)

津山市監査委員



## 第1 監査の期日及び対象

平成28年4月1日から平成28年12月6日までの期間に次のとおり実施した。

| 実施日   | 監査の対象 |       |  |
|-------|-------|-------|--|
| 6月1日  | 聴取    | 生涯学習部 | 生涯学習課、文化課、津山市史編さん室、図書館、スポーツ課                       |
| 6月3日  | 現地調査  |       | 清泉公民館、三浦公民館分館、阿波民具展示館、加茂町スポーツセンター、勝北図書館、鶴山塾、史跡津山城跡 |
| 7月8日  | 聴取    | 学校教育部 | 教育総務課、学校施設課、学校教育課、保健給食課                            |
|       |       | 議会事務局 | 議会事務局  |
| 7月11日 | 現地調査  | 学校教育部 | 中道中学校、清泉小学校、草加部学校食育センター、加茂小学校、広野小学校                |

## 第2 監査の範囲及び方法

平成27年度及び平成28年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務及び事業実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 第3 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じるよう要望する。

監査対象課の機構及び職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも行財政改革を推進し、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

## 職員の配置状況

### 学校教育部

(平成28年5月1日現在)

| 課名    | 職名 |    |    |      |       |       |    |    |      |     |    |        |
|-------|----|----|----|------|-------|-------|----|----|------|-----|----|--------|
|       | 部長 | 参与 | 次長 | 課長級  | 課長補佐級 | 係長級   | 事務 | 技術 | 技能労務 | 非常勤 | 臨時 | 計      |
| 学校教育部 | 1  |    | 2  | (1)  |       | (1)   |    |    |      |     |    | 3(2)   |
| 教育総務課 |    |    |    | (1)  | 1     | (1)   | 5  |    |      |     | 1  | 7(2)   |
| 学校施設課 |    |    |    | (1)  | 2     | 1(2)  | 6  | 4  |      | 1   |    | 14(3)  |
| 学校教育課 |    |    |    | 2    | 4(1)  | 4(5)  | 1  |    |      | 1   | 1  | 13(6)  |
| 保健給食課 |    |    |    | 1    | 2     | 2(3)  | 2  | 5  |      | 2   |    | 14(3)  |
| 計     | 1  |    | 2  | 3(3) | 9(1)  | 7(12) | 14 | 9  |      | 4   | 2  | 51(16) |

### 生涯学習部

(平成28年4月1日現在)

| 課名       | 職名 |    |    |       |       |        |        |    |      |     |    |         |
|----------|----|----|----|-------|-------|--------|--------|----|------|-----|----|---------|
|          | 部長 | 参与 | 次長 | 課長級   | 課長補佐級 | 係長級    | 事務     | 技術 | 技能労務 | 非常勤 | 臨時 | 計       |
| 生涯学習部    | 1  |    | 4  | 1     |       |        |        |    |      |     |    | 6       |
| 生涯学習課    |    |    |    | 1(1)  | 3     | 2(5)   | 7(2)   |    |      | 32  |    | 45(8)   |
| 図書館      |    |    |    | 1(1)  | 2(2)  | (6)    | 10(9)  |    |      | 8   | 6  | 27(18)  |
| 文化課      |    |    |    | 3(1)  | 1     | 7(8)   | 5(1)   |    |      | 6   |    | 22(10)  |
| 津山市史編さん室 |    |    |    | (1)   | (4)   | (4)    | 1(4)   |    |      | 1   |    | 2(13)   |
| スポーツ課    |    |    |    | 4(1)  | 1     | 2(7)   | 12     | 1  |      | 3   | 3  | 26(8)   |
| 計        | 1  |    | 4  | 10(5) | 7(6)  | 11(30) | 35(16) | 1  |      | 50  | 9  | 128(57) |

### 議会事務局

(平成28年5月1日現在)

| 課名    | 職名 |    |    |     |       |     |    |    |      |     |    |    |
|-------|----|----|----|-----|-------|-----|----|----|------|-----|----|----|
|       | 部長 | 参与 | 次長 | 課長級 | 課長補佐級 | 係長級 | 事務 | 技術 | 技能労務 | 非常勤 | 臨時 | 計  |
| 議会事務局 | 1  |    | 1  |     |       | 3   | 4  |    |      | 1   |    | 10 |
| 計     | 1  |    | 1  |     |       | 3   | 4  |    |      | 1   |    | 10 |

## 1 各課の監査結果

### 学校教育部

#### 教育総務課

##### (指摘事項)

(1) 調定書の決裁もれ、決裁文書における文書主任印のもれ、決裁日の記入もれが散見された。事務決裁規程、文書管理規程に則り、適正な事務処理をされたい。

##### (要望事項)

(1) 全国的にUSBメモリの紛失や不正アクセス、ウイルス感染など学校現場における情報セキュリティ事件・事故が発生しており、各学校における情報セキュリティポリシーの整備・強化を図るとともに、教育委員会においては、学校ICT基盤整備事業の実施など情報セキュリティ対策の実効性を高め、対策レベルを一層強化するよう積極的に取り組まされたい。

### 学校施設課

##### (指摘事項)

(1) 学校施設・設備使用許可、行政財産目的外使用許可の決裁文書の決裁日が許可日より後になっているものが、多数存在した。文書管理規程、公有財産取扱規則に則り、適正な事務処理をされたい。

(2) 学校施設の使用料について、津山市立学校施設使用条例では、「既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。」とされているが、特別の事由があるとは考えられない事案について、既納の還付を行っていた。適正な事務処理をされたい。

##### (要望事項)

(1) 西小学校用地の賃借契約について、更新の時期までに地権者と、用地買収に向けて協議を進められたい。

### 学校教育課

##### (指摘事項)

(1) 決裁文書における決裁日の記入もれや、財務会計システム支出負担行為の保存年限の記入もれが散見された。文書管理規程に則り、適正な事務処理をされたい。

(2) 小中学校教師用教科書・指導書の購入について、納品時の検収に不備があった。今後は、納品時期などを確認し、実情に合った契約をするよう徹底されたい。併せて、事務処理のチェック体制を確立し、職員に対する財務事務研修を徹底されたい。

(要望事項)

- (1) 市内の各小中学校のホームページにおいて、学校概要や学校だより等を紹介しているが、長期間更新されていないものがみられる。教育委員会として、一定の方針を示し、情報提供の質を高める指導をなされたい。
- (2) 「確かな学力の向上」に向けて、「津山市学校力推進プラン」や「学力・学習状況改善プラン」の充実を図るなど、今後も継続して努力されたい。

## 保健給食課

(指摘事項)

- (1) 各委託業務履行確認の報告書について、収受事務が担当者の押印のみのものが多く見受けられた。文書管理規程に則り、適正な事務処理をされたい。
- (2) 非常勤嘱託員報酬の欠勤による返納金の未収金について、引き続き収入未済額の解消に努められたい。
- (3) 学校給食会への貸付金について、単に定期的な確認を行うだけでなく、文書で運用状況の報告を求めて、必要性を検証されたい。

(要望事項)

- (1) 学校給食の未納金について、児童手当からの天引きや裁判所への支払督促の申立てを行うなどの取組みとその成果が見受けられた。今後とも、督促、催告及び納付相談を強化し、引き続き未納金減少に向けた努力をされたい。

## 生涯学習部

### 生涯学習課

(指摘事項)

- (1) 文書管理について、津山市の公文書が外郭団体の簿冊に保管されていた。また、津山市の簿冊の中に、業務を委託している団体の文書が保管されていた。文書管理規程に則り、適正な事務処理をされたい。
- (2) 津山市奨学金返還金について、滞納繰越された収入未済分の調定の時期が不適切であった。繰越された歳入がその年度の末日までに収入済とならなかったときは、速やかに翌年度に繰り越すよう会計規則に則り、適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 奨学金収入未済金について、督促、催告及び納付相談を強化し、引き続き努力されたい。
- (2) 学校プール開放事業補助金について、各団体が申請した経費の内容がまちまちであった。どのような経費が対象になるのか整理し、各団体へ周知徹底されたい。

- (3) 平成23年度から10年計画で進めている公民館分館の無償譲渡については、22館中4館の実現にとどまっているため、新たな有効な方策を検討するなど、平成32年度末の計画期間内に完了するよう努力されたい。
- (4) 鶴山塾の移転が予定されているが、通塾生にとって最適な環境となるよう、移転先を慎重に選定されたい。

## 図書館

### (指摘事項)

- (1) 加茂町図書館において、収納したコピー代金が施錠できない場所で保管されていた。勝北図書館では、本年5月に収納したコピー代の一部が現金出納簿へ記入されていなかった。久米図書館では、平成28年3月31日に収納したコピー代が、平成28年度の収入とされていた。また、各地区館ではコピー代の領収書は相手から求められない場合交付していなかった。会計規則に則り、適正な事務処理をされたい。

## 文化課

### (指摘事項)

- (1) 文化振興係の文書管理について、年度の途中で簿冊を分けたことにより、1冊の簿冊の中に異なる簿冊番号の文書が混在していたものや、津山市の簿冊の中に外郭団体の文書が保管されているものが存在した。また、決裁日の記入もれ、文書主任の押印もれが散見された。文書管理規程に則り、適正な事務処理をされたい。
- (2) 津山弥生の里文化財センターにおいて、手提げ金庫にテレホンカード(500)45枚が、平成6年から保管されていた。使用の予定がないものは早急に適切な処理をされたい。
- (3) 津山郷土博物館における現金出納簿が、会計規則で定められたものでなかった。また、団体入館券を発行したのものにも重複して入館券を渡していた事例があった。会計規則に則り、適正な事務処理をされたい。
- (4) 津山洋学資料館のコピー代について、現金受領の際に領収書の交付がされていないものが見受けられたので、会計規則に則り、領収書の交付を徹底されたい。
- (5) 津山洋学資料館の団体入場券に通し番号が付されていない。津山洋学資料館設置条例施行規則に則った様式とし、不正リスクを防止するためにも、通し番号を付けたものとされたい。
- (6) 文化振興係で収納した頒布資料の代金が100円不足したため、洋学資料館職員が自費で補填をしていた。会計規則に則り、適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 津山弥生の里文化財センター展示室の公開にあたっては、利用者の利便性を配慮した上で、効率的な受付業務となるよう創意工夫されたい。
- (2) 阿波民具展示館について、老朽化が進み屋根の上の置石が落下するなど危険な状態であった。早急に対策を取られたい。
- (3) 津山洋学資料館の北側の駐車場について、来館者の利便性向上のためにもわかりやすい表示やPRをされたい。

## 津山市史編さん室

財務事務は概ね適正に処理されており、特に指摘する事項はなかった。

## スポーツ課

(指摘事項)

- (1) 津山総合体育館において、切手受払簿の受入れに記入もれがあった。物品会計規則に則り、適正な事務処理をされたい。
- (2) 平成27年度久米総合文化運動公園内の自動販売機に係る、行政財産目的外利用料が未調定であった。会計規則に則り、適正な事務処理をされたい。
- (3) 津山東武道場の使用料を収受したにもかかわらず、「前払いであるため利用料が確定していない」という理由で、払込まで6日間保留されていた。津山市体育施設条例、会計規則に則り、適正な事務処理を徹底されたい。
- (4) 津山総合体育館の定期監査事前検査において、2,000円の不明金が存在した。原因を再度調査した上で、適正な会計処理を行われたい。
- (5) 津山総合体育館のトレーニング室、弓道場の使用料について、利用者が受け取らないという理由で、領収書を交付していないものが多数存在した。津山陸上競技場では、領収書の金額を訂正して交付しているものや領収書を交付せず残しているものが存在した。勝北総合スポーツ公園では、領収書控に、分任出納員名の記載がないものや、鉛筆書きのものが存在した。会計規則に則り、適正な事務処理をされたい。
- (6) 津山陸上競技場使用料の収納を都市整備公社に委託しているにもかかわらず、市の職員のみで収納事務を行っていた。委託業務について整理をされたい。
- (7) 津山総合体育館空調設備保守点検業務について、年4回の予定で契約をしていたが、2回目の日程調整がつかないという理由で実施されず、3回目の予定月に2回目の内容を合わせて実施していた。適切な業務の進捗管理をし、やむを得ず変更した場合は、契約内容との差異を確認し、必要があれば金額等の変更契約をするなど、適正な事務処理をされたい。

(8) 久米総合文化運動公園休憩所については、平成7年からの賃借料を継続した状態となっている。行政財産使用料徴収条例に基づいた料金設定を適用されたい。

(要望事項)

(1) 加茂町スポーツセンター用地の賃借契約について、更新の時期までに地権者と、用地買収に向けて協議を進められたい。

## 議会事務局

財務事務は概ね適正に処理されており、特に指摘する事項はなかった。

## 2 監査委員の意見

今回の監査において、担当部局のみでの解決が困難と思料される課題について、全庁的な協議、検討が推進されることを希望し意見を付す。

土地の借上げについて、今回の定期監査の中で、施設運営のため長期に渡り借上げを続けている土地が存在した。それぞれの諸事情を勘案してみるものの、今後も該当の土地を使用する予定であれば、現状を維持し続けるのではなく、財政的效果を検証し、用地買収に向けて精力的に協議を進められたい。また、全庁的に同様の案件を調査し、今後の方針を明確にされたい。

勝北総合スポーツ公園のプールにおいて、施設管理上の瑕疵により利用者が負傷するという事案が発生したが、今後このような事故が起こらないよう危機管理体制の点検や未然防止策について徹底強化されたい。併せて、その他の施設についても、施設の安全安心な利用のために、あらゆる角度から危機管理とリスクマネジメントの徹底に努められたい。

現金の取扱いについて、今回の定期監査の中で、適正な会計処理を行うよう指摘している。現金の取扱いは、担当者のみでのチェックにならないよう、創意工夫を行い、組織的なチェック体制を確立し、出納事故のないように努められたい。また、現金の取扱い事務について、全庁を対象とした研修等を定期的の実施し、リスク管理の強化を図られたい。